

女性管理職育成のための研修派遣支援金交付制度に関するQ & A

質問内容	回 答
<p>Q1 この支援金はどのような企業が受けられますか。</p>	<p>A1 以下の条件全てを満たす企業が対象になります。</p> <p>(1) 山形いきいき子育て応援企業として登録、認定されていること。</p> <p>(2) 申請月の初日の従業員数（正社員のみ）が300人以下であること。</p> <p>ただし、女性従業員割合が3割未満の企業については、301人以上の従業員数であっても対象となります。</p> <p>(3) 女性管理職の育成を目的に、まだ課長相当職以上の管理職に就任していない女性従業員を社外研修に派遣し、かつ、その研修の受講料を企業が全額負担していること。</p> <p>(4) 労働基準法第37条を遵守していること。</p> <p>※ ただし、国、地方公共団体、特定独立行政法人、特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人又は国若しくは地方公共団体が1/2以上を出資している法人及び山形労働局から類似の助成を受けている場合または助成を受ける予定がある企業は、対象外となります。</p>
<p>Q2 労働基準法第37条の遵守とは、具体的にはどのようなことですか。</p>	<p>A2 労働基準法第37条では、使用者が労働時間を延長したり、休日に労働させた場合には割増賃金を支払う義務が明記されています。</p> <p>女性従業員が当該研修を受講する際も、当該規定の遵守が必要です。</p>
<p>Q3 「正社員」とは、どのような方ですか。</p>	<p>A3 本登録制度でいう正社員（短時間正社員を含む※）とは次の(1)～(6)までの全てに該当する労働者としております。</p> <p>(1) 期間の定めのない労働契約を締結していること</p> <p>(2) その事業所において正規の従業員として位置づけられていること</p> <p>(3) 所定労働時間が、当該事業所の同じ職種で働くフルタイムの正規の従業員と同等であること</p>

女性管理職育成のための研修派遣支援金交付制度に関するQ & A

質問内容	回 答
	<p>(4) 社会通念に照らして、また、同一企業の他の職種等の正規の従業員と比較して、雇用形態、賃金体系などが正規の従業員として妥当なものであること</p> <p>(5) 雇用保険の被保険者であること</p> <p>(6) 社会保険の適用事業者に雇用されている場合は、社会保険の被保険者であること</p> <p>※短時間正社員とは、次のどちらにも該当する労働者をいいます。</p> <p>①期間の定めのない労働契約を締結していること</p> <p>②短時間正社員の場合は、時間あたりの基本給、賞与・退職金の算定方法などが同一事業所に雇用される同種のフルタイムの正規型の労働者と同等であること</p>
Q4 正社員であれば、支援金の交付対象になりますか。	A4 正社員であっても、事業主、取締役、役員などの企業等の経営担当者及び事業主の3親等以内の者は対象から除外されます。
Q5 対象職員が県外事業所勤務の場合は支援金の対象となりますか。	A5 交付対象となりません。
Q6 外部講師を自社に招いて行う研修は対象になりますか。	A6 交付対象となりません。 当支援金の対象は、あくまで自社主催でない社外研修に女性従業員を派遣した場合のみとなります。
Q7 通信講座の受講料を会社負担としているものは対象になりますか。	A7 交付対象となりません。 当支援金の対象は、あくまで自社主催でない社外研修に女性従業員を派遣した場合のみとなります。

女性管理職育成のための研修派遣支援金交付制度に関するQ & A

質問内容	回 答
Q 8 交付回数が2回までとありますが、同じ従業員が2回、異なる研修を受けた場合もそれぞれ対象になりますか。	A 8 それぞれ交付対象になります。
Q 9 連続講座形式の研修を受講した場合、それぞれ対象になりますか。	A 9 受講料が連続講座全体のものとして定められている場合は、支援金の対象も1回のみとなります。 受講料が、連続講座のそれぞれの講座で定められている場合は、それぞれ支援金の対象となります。
Q 10 研修派遣にかかった交通費や宿泊費も支援金の対象になりますか。	A 10 交付対象となりません。 当該支援金の交付対象は、あくまで研修受講料のみです。ただし、研修受講料にテキスト代が込みになっているものを除外するものではありません。
Q 11 研修受講料に昼食代や懇親会費が含まれている場合、支援金の対象となりますか。	A 11 昼食代や懇親会費などの研修の内容と関連がない費用については、支援金の対象にはなりません。それらの金額が明示する書類が申請の際に提示でき、実質的な研修受講料の算定が可能な場合は、関連外費用を除いた金額が支援金の対象となります。
Q 12 交付決定後6ヶ月後も、研修を受講した従業員の管理職登用状況等に変わりがない場合は、報告を提出しなくてもよいですか。	A 12 報告の提出は任意ではなく、必須事項ですので、6ヶ月後に管理職登用状況等に変わりがない場合も、今後の予定について報告を提出願います。